

# 放送用マップ構築に係る仕様作成及び放送事業者のマップ活用支援業務委託仕様書

## 1 業務の名称

放送用マップ構築に係る仕様作成及び放送事業者のマップ活用支援業務

## 2 業務の概要

本県は、全国最多の土砂災害警戒区域を有するとともに、平成30年7月豪雨災害などの大規模災害の経験により、防災・減災の重要性が一層認識されているものの、未だ県民の十分な避難行動につながっていないことから、県ホームページなどの媒体からの防災情報の発信により、適切な避難行動につなげるための取組を進めているところであるが、インターネットやSNSにより情報を収集できない県民に対しての情報発信が課題となっている。

本業務は、令和4年6月に運用を開始したデータ連携基盤 DoboX において公開している土砂災害警戒区域などの災害リスク情報、雨量、水位、カメラ情報、道路規制情報などのリアルタイム情報を重ね合わせて表示できる仕組み(以下、「放送用マップ」という。)を構築するとともに、テレビ放送事業者が放送用マップを災害時の放送に活用することで、県民に幅広く情報が届くことによりデジタルデバイドを解消すること目的とし、各放送事業者のニーズの把握、とりまとめを行い、放送事業者が放送用マップをより活用しやすくする仕組みの構築に向けた支援を行う業務である。

## 3 業務委託期間

令和6年12月26日から令和7年3月21日

## 4 業務内容等

### (1)業務の内容等

放送用マップ構築に係る仕様作成及び放送事業者のマップ活用支援業務	想定する成果物
放送用マップ構築に係る仕様作成支援 ○ 放送用マップ構築に係る調査 各放送事業者と協議し、意見を取りまとめ、県が放送用マップを構築するために必要となる仕様を記載した放送用マップ仕様調査結果報告書を作成する。	○放送用マップ仕様調査結果報告書
放送事業者のマップ活用支援 ○ 放送事業者に対する放送用マップ活用に係る支援 各放送事業者に対し、放送用マップをテレビ放送などで活用してもらうための支援	○各放送事業者の放送用マップ活用方針(案)
事業実施結果の取りまとめに係る支援 ○ 事業実施結果取りまとめに係る支援 放送事業者による放送用マップを活用した広報などの実績情報(放送回数、活用促進等)をとりまとめ、事業に係る広報等実施結果報告書を作成する。	○事業に係る広報等実施結果報告書

## (2)業務の体制

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにするとともに、責任者及び事務担当者等の業務所掌範囲についても明らかにすること。

なお、本業務にグループ企業体で応募する場合は、受託者の代表者は次の業務を行うこと。

- ・ 業務の目標達成に向け事業を円滑に進めるため、発注者との総合的な窓口機能を果たすとともに、構成企業と綿密な連絡・調整を行うこと。
- ・ 委託料の代表請求及び構成員への分配を行うこと。
- ・ 他の構成企業も含めた委託業務全般について、責任を持って履行すること。

## 5 納入成果物

受託者は、成果物(紙媒体原則A4判両面印刷、CD-R)を各2部(正・副)提出すること。

## 6 成果の帰属及び秘密保持

### (1)成果の帰属

- ①本業務により得られた効果は、原則として本県に帰属するものとする。ただし、受託者が従前有する著作物あるいは第三者の著作物については、受託者あるいは第三者に帰属するものとする。
- ②受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用にあたり支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題などが生じた場合、受託者の責任により対処するものとする。

### (2)秘密保持

- ① 受託者は、本業務に関し、本県から受領または閲覧に供した資料等は、本県の承諾なく公表又は使用してはならない。
- ② 受託者は、本業務で知り得た県及び関係団体等の業務上の秘密を保持しなければならない。

## 7 個人情報の保護

受託者は、本業務(再委託した場合を含む)を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、広島県個人情報保護条例(平成16年12月17日広島県条例第53号)を遵守しなければならない。

## 8 再委託等の制限

受託者は、監理業務を除く本業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に本県と文書をもって協議し、承認を得なければならない。

## 9 その他

- (1) 受託者は、県に対して、本業務の実施の進捗状況を適宜報告し、県の指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合には、直ちに県と協議し、その指示に従わなければならない。
- (3) 本業務の受託者及び受託者と資本及び人事面において次に掲げる関係のある者は、今後予定しているシステム基盤の構築業務に参加できない。
  - ア 当該受託者の発行済株式総数の過半数を有する
  - イ 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている
- (4) 本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については両者協議の上、これを解決するものとする。